日刊

(日曜日、



東京都

目 次

38

規 則

○知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の

……(戦略政策情報推進本部ICT推進部情報通信運用課)…

○東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則…………………(同)… ○東京都庁内管理規則の一部を改正する規則……………(総務局総務部総務課)…

○東京都公文書館条例施行規則の一部を改正する規則…………(総務局公文書館)…

○東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則………(総務局人事部職員支援課)… 三

○東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則…………

-------(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)… 三

………………………………………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)

………………………………………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)

○東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の を改正する規則……………………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課) 部

○都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則

○東京都建築指導事務所長委任規則の …………(都市整備局市街地整備部区画整理課)… 部を改正する規則…(同)…

○東京都宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則…………………(同) ○租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則…(同)…

1

○租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則 部を改正する規則………………………………(都市整備局市街地整備部再開発課)

○東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則…………………(同)… ……(都市整備局市街地建築部調整課)…

八 九

○東京都高齢者、

を改正する規則……… 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部 同::

 $\vec{\circ}$

○東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の. 部を改正する規則

○東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正 (同)…|()

.....(同):::]]

規

則

知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用

関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

●東京都規則第二百十三号

東京都知事

小

池

百 合子

知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技

術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に

関する規則 (平成十八年東京都規則第九十二号)の 一部を次のように改正する。

別表第一食品製造業等取締条例(昭和二十八年東京都条例第百十一号)の項を削る。

則

рЦ

рЦ

この規則は、 令和三年六月一日から施行する。

東京都庁内管理規則の一部を改正する規則を公布する

令和三年三月三十一日

六 Ŧ.

東京都知事 小 池 百 合 子

則

「国」を削る。

(氏名) (年令) (職業)

1

この規則は、

令和三年四月一日から施行する。ただし、別記様式第一号及び様式第

●東京都規則第二百十四号

東京都庁内管理規則の一部を改正する規則

する。 東京都庁内管理規則 (昭和四十五年東京都規則第九十二号)の一部を次のように改正

第八条第一項中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

別記様式第一号中「蕪弐審1号」を「別記

第1号様式」

「(住所)

(住所)

を

に改める。

(氏名)

別記様式第二号中「蕪式第2号」を「第2号蕪式」に、「あて」を「萢」に改め、

一号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 紙で、現に残存するものは、 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都庁内管理規則の様式による用 所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合子

東京都公文書館施設等使用承認書

●東京都規則第二百十五号

東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則

東京都本庁舎防火・防災管理規則 (昭和四十一年東京都規則第百十三号) の一部を次

のように改正する。

第十二条第一項中「、戦略政策情報推進本部」を削る。

別記様式中「臼」を削る。

附 則

1 この規則は、 令和三年四月一日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、

公

布の日から施行する。

2 様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することがで この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都本庁舎防火・防災管理規則

きる。

東京都公文書館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百十六号

改正する。

東京都公文書館条例施行規則(令和元年東京都規則第七十三号)の一部を次のように

東京都公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

別記第一号様式中「FI」を削る。 別記第二号様式中

東京都公文書館施設等使用承認書

を

胀 华 に改め、 「EII」を削る。

別記第三号様式から第五号様式までの規定中「臼」を削る。

則

推進本部長」を削る

2 1 この規則の施行の際、 この規則は、 公布の日から施行する。

による用紙で、 現に残存するものは、 この規則による改正前の東京都公文書館条例施行規則の様式 所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員住宅管理規則の 一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第二百十七号

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則

第二条第一号中「、 東京都職員住宅管理規則 戦略政策情報推進本部」を削り、 (平成三年東京都規則第七号)の一部を次のように改正する。 同条第二号中「、戦略政策情報

職員等の職名に関する規則(昭和四十八年東京都教育委員会規則第五十二号) 項に定める技能系の職にある者を除く。)」に改める。 第五条第一項中「で公立学校共済組合に加入しているもの」を「(東京都立学校事務 別表四の

第三十八条中「で公立学校共済組合に加入しているもの」を削る。

則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

東京都都市計画公聴会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第二百十八号

東京都都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

東京都都市計画公聴会規則 (昭和四十四年東京都規則第百四十号)の一部を次のよう

に改正する。

3

第十一条第二項中「及び押印」を削る。

この規則は、 公布の日から施行する。

東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

東京都知事

小

池

百 合 子 令和三年三月三十一日

●東京都規則第二百十九号

東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則

東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則(平成十五年東京都規則第百九十五

号)

の一部を次のように改正する。

別記第三号様式及び第四号様式中「⑤」を削る

別記第四号様式の二及び第四号様式の三中「国」を削る。

別記第七号様式及び第八号様式中「⑤」及び「ファクショリ

る。

別記第八号様式の二から第八号様式の四までの規定中「圕」を削る。

別記第九号様式中「璺」を削る。

別記第九号様式の二及び第九号様式の三中「国」を削る。

別記第十号様式から第十二号様式までの規定中「④」を削る。

別記第十三号様式中「国」を削る。

別記第十四号様式中「⊕」を削る。

別記第十五号様式中「靈」及び「ファクシルリ

」を削る。

別記第十九号様式及び第二十号様式中 「国」を削る。

別記第二十一号様式中「②」を削る。

別記第二十二号様式中 「⊜」及び「ファクツルリ

)」を削る。

別記第二十三号様式中「⑮」を削る。

則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 例施行規則別記第三号様式から第四号様式の三まで、 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京のしゃれた街並みづくり推進条 別記第七号様式から第十五号様

式まで及び別記第十九号様式から第二十三号様式までによる用紙で、 0) は、 所要の修正を加え、 なお使用することができる。 現に残存するも

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則を公布する

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第二百二十号

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則

正する。 東京都景観条例施行規則 (平成十九年東京都規則第四十五号) の一部を次のように改

別記第一号様式面中「璺」を削る。

別記第二号様式中「⊜」を削り、同様式意2中「わかみ」を「分かみ」に改める。

別記第三号様式中 「あて」を「浴」に改め、 = 一を削る。

別記第四号様式表及び第五号様式表中「圕」 を削る。

別記第六号様式中「あて」を「窓」に改め、 「三」を削る。

別記第七号様式面(1中 Ē を削る。

別記第八号様式表中 「靊」を削り、 同様式意2中「すべて」を「蛉て」に改める。

別記第九号様式中「④」を削る。

別記第十号様式及び第十一号様式中「あて」を「治」に改め、

を削る。

別記第十二号様式中「砂造」を「姆強」に改め、 「靊」を削る

別記第十三号様式から第十五号様式までの規定中 「璺」を削る。

別記第十六号様式中「②」を削り、 「第35条第2項」を「第28条第2項」に改める。

別記第二十一号様式中「あて」を「治」に改め、 「国」を削る。 別記第二十号様式中「⑮」を削る。

別記第十八号様式及び第十九号様式中

「歩つ」を「浴」に改め、

「罒」を削る。

別記第十七号様式表中

を削る。

別記第二十二号様式

表中「鬥」を削る。

別記第二十三号様式中「⇔猫」を「姆猫」に改め、 「靊」を削る。

別記第二十四号様式及び第二十五号様式中「⑮」を削る。

別記第二十六号様式表中「国」を削る

別記第二十七号様式中「あて」を「窓」に改め、 「圕」を削り、 「き損」を「毀損」

に改める。

別記第二十八号様式中「あて」を「窓」に改め、

「圕」を削る。

則

1

この規則は、

公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都景観条例施行規則の様式によ

る用紙で、現に残存するものは、 所要の修正を加え、 なお使用することができる。

東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の一部を改正

する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

●東京都規則第二百二十一号

東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の

東京都知事

小

池

百 合子

一部を改正する規則

東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則 (平成十一年

東京都規則第百五十九号)の一部を次のように改正する

別記第一号様式及び第二号様式中「⑮」を削る。

別記第三号様式及び第四号様式中 「国」を削る。

別記第五号様式中「璺」を削り、 「孫員印」を「閚当番名」に改め、 同様式注1を削

令和3年3月31日(水曜日) 2 1 0) の整備の促進に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要

この規則は、

公布の日から施行する。

この規則の施行の際、

この規則による改正前の東京都密集市街地における防災街区

2

規制に係る施行細則別記第一号様式、別記第一号様式の二、別記第二号様式から別記

一号様式の三まで、

別記第四号様式、

別記第四号様式の二、

別記第六号様式、

この規則の施行の際、この規則による改正前の都市計画法に規定する開発行為等の

1

この規則は、

公布の日から施行する。

別記第十三号様式中「

別記第十二号様式中「(料三旛電名)」を「東京熱治事」に改め、 別記第十一号様式中「(回意旛番名)」を「無京勢出事」に改め、

「璺」を削る。 「EI」を削る。

(承認権者名)」を「東京都知事」に改め、

5

修正を加え、

なお使用することができる。

38) 別記第六号様式及び第七号様式中 注2を注1とし、

注3を注2とし、

注4を注3とする。

「国」を削る。

する。

令和三年三月三十一日

都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則を公布

別記第八号様式中「⑮」を削り、

「孫���」を「'苗����'」に改め、同様式注1を削

別記第九号様式中「⑮」を削り、 注2を注とする

別記第十号様式中「涿川田」を「苗当時名」に改め、 注2を注1とし、

注3を注2とする。

「孫員印」を

「趙当孝名」に改め、

同様式注1を削

●東京都規則第二百二十二号

都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する

小

池

百 合子

同様式注1を削り、

注2を注と

別記第十一号様式中「靈」を削り、同様式注1を削り、注2を注とする。

別記第十二号様式から第十七号様式までの規定中「圕」を削る。

別記第十八号様式中「涿皿田」を「苗些母的」に改める。

別記第十九号様式中「④」を削る。

別記第二十号様式中「圖」を削る。

別記第二十二号様式中 別記第二十一号様式中「⑮」を削る。 「国」を削る。

に改め、

「靊」を削る

式備考3を削り、

別記第一号様式の二及び別記第二号様式中「⑪」を削る。

同様式備考中4を3とし、

5から7までを4から6までとする。

を削り、

同様

別記第二号様式の二及び別記第二号様式の三中「(同喚籥哗や)」を「無対勢治事」

百五十三号)の一部を次のように改正する

都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則

(昭和四十五年東京都規則

別記第一号様式中「(評三旛路的)」を「東京報知事」に改め、

別記第二十三号様式中 「璺」を削る。

別記第二十四号様式中 「国」を削る。

別記第二十五号様式中「⑮」を削る。

別記第二十六号様式中 「圕」を削る。

別記第二十七号様式及び第二十八号様式中「④」を削る。

別記第二十九号様式中「圄」を削る

別記第三十号様式中「⊜」を削り、「〆ね、笹串のある」を「〆れた」に改める。

別記第九号様式中「

別記第六号様式中「(承認驁站的)」を「東京勢出事」に改め、「臼」を削る。

別記第八号様式中「臼」を削り、「うけた」を「受けた」に、

「附した」を「付

同様式備考中「附近」を「付近」に、「うけて」を「受けて」に改める。

(許可権者名)」を「東京都知事」に改め、

「EII」を削る。 「靈」を削る。

別記第四号様式の二中「(料三旛站名)」を「東京熱知事」に改め、

別記第四号様式中「(許可権者名)」を「東京勢出事」に改め、

「EI」を削る。

「璺」を削る。

号様式による用紙で、 第八号様式、 別記第九号様式、 現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することが 別記第十一号様式、 別記第十二号様式及び別記第十三

> IJ チ

法第二十二条第一項の規定による立入検査に関すること。

法第二十一条の規定による監督処分等に関すること。

ヌ

法第二十三条の規定による報告又は資料の提出の要求、助言及び勧告に関するこ

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

小 池 百 合子

●東京都規則第二百二十三号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則 (昭和四十六年東京都規則第二百六十号) の一部を

次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

五十二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二 年法律第五十七号。以下この号において「法」という。)による事務のうち、 次に掲

法第十条第一項の規定による特定開発行為の許可に関すること。

口 可における条件の付加に関すること。 法第十三条(法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による許

法第十五条(法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による特

定開発行為に係る国又は地方公共団体との協議に関すること。

よる許可又は不許可の通知に関すること。 法第十六条第二項 (法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定に

ホ による軽微な変更の届出の受理に関すること。 法第十七条第一項の規定による特定開発行為の変更の許可及び同条第三項の規定

よる検査及び検査済証の交付並びに同条第三項の規定による対策工事等の完了の公 告に関すること。 法第十八条第一項の規定による対策工事等の完了届の受理、 同条第二項の規定に

卜 法第二十条の規定による対策工事等の廃止の届出の受理に関すること。

則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第二百二十四号

九号)の一部を次のように改正する。 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則 (昭和四十九年東京都規則第五十

改める。 号に、 第二条第二項第六号中「第十三条の三第十項第二号」を「第十三条の三第九項第二 「第二十一条の十九第十一項第二号」を「第二十一条の十九第十項第二号」に

別記第一号様式及び第一号様式の二中 「靊」を削る。

別記第二号様式及び第二号様式の二中 「圕」を削る。

別記第三号様式及び第三号様式の二中 「靊」を削る。

別記第四号様式中「圕」を削る。

別記第五号様式及び第六号様式中

別記第七号様式中「圓」を削る。

この規則は、 公布の日から施行する。

1

2 定事務施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお この規則の施行の際、この規則による改正前の租税特別措置法に基づく優良宅地認

使用することができる

7 九年東京都規則第百五十三号) 租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則 の一部を次のように改正する。

東京都宅地造成等規制法施行細則の 一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第二百二十五号

東京都宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

東京都宅地造成等規制法施行細則 (昭和三十七年東京都規則第百五十四号) の一部を

次のように改正する

別記第一号様式の二中 「璺」を削り、 原

に改める。

別記第一号様式中「⑮」を削り、 「孫員臼」を「描些番名」に改める。 皿

印」を「担当者名

別記第一号様式の三中 「璺」を削り、 京祭 を「担当者名 に改める。

別記第一号様式の四及び第二号様式中「④」を削る。

則

1 この規則は、 公布の日から施行する。

2 記第一号様式から第二号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宅地造成等規制法施行細則別

加え、 なお使用することができる。

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則の一部を改

正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

る。

別記第五号様式中「圓」を削る。

●東京都規則第二百二十六号

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則

部を改正する規則

(昭和五十

八条の四第二十二項」を「第三十八条の四第二十四項」に改める

める。

第十七項」

に、

「第三十八条の四第二十二項」を「第三十八条の四第二十四項」に改

第

第

二十条の二第十三項」

を

「第二十条の二第十四項」に、

「第十六項」

を

第二条第一 項中 「第二十条の二第十三項」を「第二十条の二第十四項」に、 「第三十

第五条第二号中「第三十一条の二第二項第十一号」を「第三十一条の二第一 第三条第一項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改める。 一項第十二

号に、 「第六十二条の三第四項第十一号」を「第六十二条の三第四項第十二号」に改

める。

別記第一号様式中「璺」を削り、

|第20条の2第13項 第38条の4第22項」 を 「第20条の2第14項 第38条の4第24項

に改

める。

別記第一号様式の二中「⑮」 を削る。

別記第一号様式の三中 を削り、 「第25条の4第16項」や「第25条の4第17項」

に改める。

別記第一号様式の四及び第一号様式の五中 「靈」及び「靈」を削る。

別記第二号様式中 を 第20条の2第14項 に改め、

- 第20条の2第13項

第38条の4第22項

る。

別記第三号様式中

「国」を削る。

第38条の4第24項」

を削

別記第四号様式中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改め、

E

を削

別記第六号様式中「璺」を削る。

則

1 この規則は、 公布の日から施行する。

2 開発事業等に係る認定事務等施行細則の様式による用紙で、 この規則の施行の際、この規則による改正前の租税特別措置法に基づく特定民間再 現に残存するものは、 所

要の修正を加え、 なお使用することができる。

東京都建築基準法施行細則 の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第二百二十七号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則 (昭和二十五年東京都規則第百九十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十五条の四第二項第一号に次のように加える。

事監理状況報告書(建築基準法第八十八条の工作物)並びに知事が別に定める建 法第八十八条に掲げる工作物 別記第二十二号様式の六の二による建築設備工

築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書

第三十二条の表二の項中「、 小平市」を削る。

別記第二十一号様式の二中「第13糸第7点」を「第13糸第8点」に改める。

別記第二十一号様式の二の二中「第13※第9項」を「第13※第10項」に改める。

別記第二十二号様式の五意に次のように加える。

東

京

4 必要に応じて確認申請図書等を添付していただく場合があります。

別記第二十二号様式の六意に次のように加える。

 ω 必要に応じて確認申請図書等を添付していただく場合があります。

別記第二十二号様式の六の次に次の一様式を加える。

第22号様式の6の2 (第15条の4関係)

建築設備工事監理状況報告書

(建築基準法第88条の工作物)

この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。 下記のとおり建築設備工事監理状況を報告します。

建 凞 H # 骤

工事監理者

住 所 会社名 开名

電 話 ())級建築土事務所()登録第()号)級 建 築 土()登録第()号

併

Н

Ш

住金氏斯名名名名 ()後

工事施工者

建設業の許可 華 煞 大臣・知事 冊. 士()登録第()号 炬 第()

ᆁ

(法人にあっては、 その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

築造主

往氏

所名

뺍

г				_		_			1		
(本本)			至	1	強り	1	工票				
R	翁	<u> </u>	認の済む	}	7 K	Īr	事 場	 			
-	総合所見	(右・熊)	確認済証交付後 の設計変更	3	年間を78番号第	1	織	*			
七十二十二十	Ĺm.		付東後後	2	机金	1	築造場所	答			
÷				5	#	1	- - 71	*			
			建築基準法 年 (変更内容)	1	規模						
			対する。	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\							
74%			表第88 月	構造	信と	H	크 ㅋ				
- - 			種樂基準法第88条第1項の計画変更又は種樂基準法第12条第5項の報告 年 月 П 第 号 (変更内容)		Ħ	ш					
「デツッド本町海岬」			1 回 第			第					
11182			計画			35					
ļ			炎								
(† -			が (は) (対)			号					
*			樂								
1			表 準								
27.0			5第1								
BH 114			2 ※ ※								
-			元 5								
1			見の弊								
りとなべれとごの言曲 ヨートノ なべい			11								
L				1		ш			l		

(注点) 1 教育書は、工事完了後、工事監理者が作成し、完了傾食までに2部提出してくたさい。 なお、確認後1部は返却しますので、築造主の方が保管してください。

ω N

総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。 建築確認申請書に記載されている方を記入してください。

(日本産業規格A列4番)

ください。

連絡先(

が保管してください。

2部提出してください。なお、確認後1部は返却しますので、築造主の方

総合所見欄は昇降機工事監理者又は昇降機等検査員等の所見を記述して

9

別記第二十二号様式の九中

添付してください。

一般社団法人日本エレベーター協会が定める工事完了検査試験成績表を

建築設備士の意見を聴いたときはその旨を記載してください。

東 京 都 公 報 (増刊 38) に、 に改め、 (注意) 別記第二十二号様式の八中 別記第二十二号様式の七中 「廯鱉出」を「滌嶉出」に改め、同様式意を次のように改める。 同様式意と次のように改める。 くだない。 添付してください。 保管してへださい。 部提出してください。なお、確認後1部は返却しますので、建築主の方が 一般社団法人日本エレベーター協会が定める工事完了検査試験成績表を 報告書は、工事完了後、 建築設備士の意見を聴いたときはその旨を記載してください。 総合所見欄は昇降機工事監理者又は昇降機等検査員等の所見を記述して 報告書は、工事完了後、昇降機工事監理者が作成し、完了検査までに2 昇降機檢查資格者」 昇降機檢查資格者」 昇降機工事監理者等が作成し、完了検査までに 場合の を を 早解 畔 舜 羧 辫 쏾 継 検 検 場合の 鱼具 場合の 鱼具 2 1 「遊戯施設を検査した場合の $\exists p$ 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。 この規則は、 令和三年三月三十一日 附 に改める。 則 昇降機等検査員 令和三年四月一日から施行する。 築造主 建築主 氏 田 $\widehat{\mathbb{H}}$ ′ 严 严

●東京都規則第二百二十八号

東京都知事

小

池

百合子

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則 (昭和四十六年東京都規則第二百六十号) の一部を

次のように改正する。

三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号ワ中「第三十一条第一項」を「第 三十六条第一項」に改め、同号カ中「第三十二条」を「第三十七条」に改め、同号ヨ中 第三十三条」を「第三十八条」に改め、 第四十九号ル中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、 同号タ中 「第三十四条」を「第三十九条」に

餌

畑

登録番号

徭

鯝

畑

この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則別記第二

六及び第二十二号様式の七から第二十二号様式の九までによる用紙で、現に残存する 十一号様式の二、第二十一号様式の二の二、第二十二号様式の五、第二十二号様式の

ものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

改め、 項」に改める。 十七条」を「第四十二条」に改め、 同号レ中 「第三十六条第一項_ 同号ツ中「第三十八条第一項」を「第四十三条第 を 「第四十一条第一項」に改め、 同号ソ中

附 則

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

東京都高齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正

令和三年三月三十一日

する規則を公布する。

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第二百二十九号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の

部を改正する規則

京都規則第百九十五号)の一部を次のように改正する。 東京都高齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則 (平成十年東

「第二十九条第二項」を「第三十条第二項」に改める

第三条第一項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、

同条第二項中

「協定建築主等」を「認定協定建築主等」に改める。

別記第一号様式中「第29※第1嵐」を「第30※第1嵐」に改める。

別記第一号様式の二中「第29条第 2 頃」を「第30条第 2 頃」に改める。

別記第十号様式中

6 される規定 耐火構造とみなし適用

建築基準法第27条第2項

第61条

第62条第1項 を

6 耐火構造のみなし適用 (建築基準法第27条第2項)

有 浦

に改め、 同様式意(注意中 「より耐火構造とみなし適用される規定に」

「よる耐火構造のみなし適用の有無について、」に改める。

則

第三

1 この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

2 円滑化の促進に関する法律施行細則別記第一号様式、 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都高齢者、障害者等の移動等の 第一号様式の二及び第十号様式

による用紙で、

現に残存するものは、

所要の修正を加え、

なお使用することができる。

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改

正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事

小

池

百 合子

●東京都規則第二百三十号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

三年東京都規則第百五十九号)の一部を次のように改正する。 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則 (昭和五十

第三十四条第一項」に、 項第二号若しくは第三項ただし書」を加え、同項第十七号中「第二十九条第一項」 第五条第一項第五号中「第六十条の二第一項第三号」の下に「、第六十条の二の二第 「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。 を

別記第二号様式面中「轡」を削る。

別記第三号様式中「あへ」を「殆」に改め、 「町」を削る

別記第四号様式面中「鈿」を削り、 同様式面中「 「出席者名簿及び」を削る。

別記第五号様式中「⑮」を削る。

別記第六号様式から第八号様式までの規定中「あべ」を「治」に改め、 프 を削 る。

別記第九号様式中「⑮」を削る。

「第四十一条第一項」に改める。

別記第十二号様式中 別記第十号様式及び第十一号様式中 を削る。 「歩く」を「窓」に改め、 「三」を削る。

削る。 別記第十三号様式から第十六号様式までの規定中「あべ」を「治」に改め、 ≞ を

附 則

1 令和三年四月一日から施行する。 この規則は、 公布の日から施行する。 ただし、 第五条第一項第十七号の改正規定は、

2 争の予防と調整に関する条例施行規則別記第二号様式から第十六号様式までによる用 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中高層建築物の建築に係る紛 現に残存するものは、 所要の修正を加え、なお使用することができる。

則を公布する。 東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第二百三十一号

東

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を

改正する規則

都規則第百六十五号)の一部を次のように改正する。 東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則 (平成二十八年東京

「第三十六条第一項」に、 第六条中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、 第四条中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、 「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。 「第三十六条第一項」を 「第三十一条第一項」

項 第七条第二項第一号中「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改める。 第九条第一項中「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、 項 を「第三十六条第二項」に改め、同条第二項中「第三十条第二項」を「第三十五条 に改める。 「第三十一条第二

11

「第三十六条第二項」に改める。 第十条中「第三十条第三項」を 「第三十五条第三項」に、 「第三十一条第二項」 を

二項」を「第三十六条第二項」に改める 第十二条中「第三十条第一項各号」を 「第三十五条第一項各号」に、 「第三十一条第

第一項」に改める。 第十三条中「第三十二条」を「第三十七条」に、 「第三十条第一項」 を「第三十五条

第十六条第二項中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に、 「第三十八条」

を 「第四十三条」に改める。

第十七条中「第三十四条」 を 「第三十九条」に改める。

第十八条中「第三十七条」を「第四十二条」に、「第三十六条第二項」を「第四十一

条第二項」に改める

別記第一号様式及び第一号様式の二意2中「第29※第3項卒号」を「第34※第3項答

少」に改める。

別記第一号様式及び第一号様式の二意2の次に次のように加える。

価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とす 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評

別記第一号様式の三中 「第30条第1項の規定」や「第34条第1項の規定」に、 同様式

意 2中「第30条第2項」を「第35条第2項」 (注 に、 同様式意3中「第30条第1項各号」を

「瓣35彩瓣1遍吟寺」に改め、同様式意。の次に次のように加える。

4 価する場合の手数料の額は、 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評 標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とす

%

97

別記第一号様式の四中「第30条第1項」を「第34条第1項」に改め、 、 同様式 注意) 2 中

「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、 同様式意) 「第30条第1項各号」や

第35条第1項各号」に改め、 同様式意中5を6とし、4を5とし、同様式意3の次に

次のように加える

% 価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とす 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評

別記第一号様式の四紙意2中「第30※第2通」を「第35※第2通」に改め、 同 様 式 (注意)

3 中 「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改める。

別記第二号様式中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、 同様式意) (注2中「瓣31

条第2項」を 「第36条第2項」 ビ 「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、 同様

式意3中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」におめ、 同様式意るの次に次の

ように加える。

価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とす 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評

> 別記第二号様式の二中「第31条第1項」を「第36条第1項」 に改め、 、 同様式 (注意) 中 -

第31条第2項」や「第36条第2項」 ビ 「第30条第2項」や「第35条第2項」 一に改め、

同様式意 3中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、 、同様式意中5を6

4を5とし、 同様式意3の次に次のように加える

とし、

% 価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とす 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評

別記第二号様式の二別注2中「第31条第2項」を「第36条第2項」 に、 「第30条第2

を「第35条第2項」に改め、 同様式紙意3及び注4中「※30※※1 温谷守」を

35条第1項各号」に改める。

別記第三号様式中「第36糸第1項」を「第41糸第1項」に改め、 、同様式意中4を5と

3を4とし、 同様式意名の次に次のように加える。

Ļ

 ω 価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とす 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評

36条第2項」 じ 別記第四号様式中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、 「第30条第 3 項」を「第35条第 3 項」に改める 「第31条第2項」 を 高等

13	令和3年3月31日(水曜日)	 	都	公	_ 辩									(増刊	<u> </u>	38)
						修正を加え、なお使用することができる。	号様式、第十三号様式及び第十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の	の向上に関する法律施行細則別記第一号様式から第四号様式まで、第七号様式、第八	2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築物のエネルギー消費性能	1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。	附則	別記第十四号様式中「嵡37※」を「嵡42※」に改める。	別記第十三号様式中「浖34彩」を「浖39彩」に改める。	別記第八号様式中「瓣32※」を「瓣37※」に改める。	36%第2	別記第七号様式中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第2項」を「第